

監 査 公 表

令和元年度包括外部監査の結果に基づき，又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により，次のとおり公表する。

令和5年4月17日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 下 元 博 司
 高知市監査委員 清 水 おさむ

令和元年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は，下記のとおりである。

記

指摘事項等	措置状況
<p>こども未来部子ども家庭支援センター 第5章 監査結果 第1 高知市における虐待対応窓口の現状について 二 子ども家庭支援センター職員の労働環境 2 監査人の意見 (1)イ マニュアル・研修の充実 (イ) 必要なマニュアルの整備，研修の実施 今回の職員ヒアリングにおいて要望が多かった，児童や保護者に接する際の具体的な立ち振る舞い等について指南したマニュアルの作成や研修を実施することで，各職員の技術の向上につながることを期待できるため，そのような方策を検討するのが望ましいと考える。</p>	<p>こども未来部子ども家庭支援センター 第5章 監査結果 第1 高知市における虐待対応窓口の現状について 二 子ども家庭支援センター職員の労働環境 2 監査人の意見 (1)イ マニュアル・研修の充実 (イ) 必要なマニュアルの整備，研修の実施 相談受理後の調査について，既存のチェックリストを改善し，支援の初期段階における対象者の課題や，背景等の把握について技術の平準化を図っているところです。 庁内外研修への参加については年度当初から計画的に取り組むとともに，児童面談及び保護者対応については，係長等経験豊富な職員や心理士が一緒に対応することで経験値を得られています。</p>
<p>こども未来部子ども家庭支援センター 第5章 監査結果 第1 高知市における虐待対応窓口の現状について</p>	<p>こども未来部子ども家庭支援センター 第5章 監査結果 第1 高知市における虐待対応窓口の現状について</p>

<p>三 子ども家庭支援センター職員の労務体制</p> <p>2 監査人の意見</p> <p>時間外勤務の多寡については、担当している地区のその時の状況によって、また、ケースそのものの緊急度・重要度・困難度等によって、さらに、その職員の経験値等によっても大きく左右されるものであり、一概に時間数のみでもって比較できるものではない。もともと、それでも、現在、職員によって大きな差が出ている状況であることは否めない。</p> <p>より適切なケース配分、職員間の事務配分等1人の職員に負荷がかかり過ぎないように配慮されることが望ましいと考える。</p>	<p>三 子ども家庭支援センター職員の労務体制</p> <p>2 監査人の意見</p> <p>担当ケース数については平準化するように対応しているところです。また、事務配分についても同様の対応をしているところです。時間外勤務については、虐待通告対応は他律的で、即時性が求められることから、一時的に一部の職員に負荷がかかる状況は回避できませんが、職員間で役割分担するなど調整をしております。</p>
--	---

<p>こども未来部子ども家庭支援センター 第5章 監査結果 第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について 八 高知市における要対協の状況について 5 長期管理ケースについて (2) 監査人の意見 要対協（高知市要保護児童対策地域協議会）における管理が長期間に及んでいるということは、ケースによっては、それだけ実効性のある支援ができていないことの表れとも指摘できる。 もちろん、期間の長さだけで判断できるものでないことは十分に承知しているが、管理期間に比べ個別ケース検討会議の開催頻度が少ないとか、状況に変化がなく数年間経過している等の事案の中には、漫然とした管理が継続している可能性も否定できない。 したがって、管理が長期化しているケースについて、その支援のあり方につき、再検討することを目的とした会議の設置等管理のあり方の見直しをする機会を設けることが望ましいと考える。</p>	<p>こども未来部子ども家庭支援センター 第5章 監査結果 第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について 八 高知市における要対協の状況について 5 長期管理ケースについて (2) 監査人の意見 長期間管理しているケースのほとんどは施設入所中のケースであり、家庭環境が整わない等の理由によるものですが、入所施設が原則として毎年立てる援助方針について、入所措置を行った児童相談所が確認することとなっています。年に1回程度、児童相談所、施設担当職員、市が入所児童の支援方針について協議する際に本市は必要な助言を行っており、支援の在り方もその中で検討しております。施設からの自立退所等、要対協管理の必要性が低いケースによっては、児童相談所と協議の上で要対協管理を終結しております。 また、在宅支援ケースについては、実務者会議や必要に応じて個別ケース会議を開催し、実効性のある支援方針について協議をしております。</p>
<p>こども未来部子ども家庭支援センター 第5章 監査結果 第4 高知市が外部委託している事業・業務について 一 児童虐待対応研修 2 監査人の意見 (4) その他 平成30年度高知市児童虐待対応研修業務実施報告書添付の事業成果報告書を見ると、「全講義を網羅できたのは、受講者の約半数であり、スケジュール調整が難しさを感じる。」という反省点が挙がっていた。 この点については、講義形式のものや基本的な部分については、資料を提供やビデオ撮影を行い、参加できなかった者で</p>	<p>こども未来部子ども家庭支援センター 第5章 監査結果 第4 高知市が外部委託している事業・業務について 一 児童虐待対応研修 2 監査人の意見 (4) その他 参加できなかった受講者には資料を提供することとし、急な不参加については代替参加を可能といたしました。研修の目的には知識の習得のみでなく、子どもを守る地域のネットワークの強化も含まれます。今後もメリット・デメリットを見極めながら、受講率向上に努めてまいります。</p>

も、後で受講できるなどの工夫 があるとなお良いと思われる。	
----------------------------------	--